

令和6（2024）年度若年者向け消費者被害防止啓発デジタル広告配信業務委託公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	受付日	質問	回答
1	10月22日	企画提案書の審査はプレゼンで行うか。行う場合、オンラインは可能か。対面が必須か。	実施要領3(1)記載のとおり、審査はプレゼンテーションではなく提出された企画提案書による書面で行います。
2	10月23日	全省庁統一資格以外の入札資格は取得していない。競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に係る登録番号はプロポーザル参加事前に必要なものか。	実施要領2記載のとおり、本プロポーザルへの参加には、競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づいて入札参加資格を有するか、契約締結時まで取得する見込みであることが必要です。
3	10月23日	仕様書4(6)について 「県が指定するURL」は、既存のウェブサイトか。新たに作成する場合、外観・構成・テキスト等についていつごろに通知されるか。	栃木県公式ホームページで公開中の「消費者トラブル事例」（ https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/syouhisyatrouble.html ）に11月5日を目途に掲載予定のページ（「通信販売トラブル」及び「SNSがきっかけの詐欺的な手口による被害」）をランディングページ（以下、LPという。）に指定する予定です。 LPのイメージは、現在掲載中の「定期購入に関するトラブル」（ https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/teikikounyu.html ）や「投資・もうけ話に関するトラブル」（ https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/toushiromance.html ）を参照ください。
4	10月23日	仕様書5(2)について Instagramアカウントに指定はあるか。	アカウントの指定はありません。しかし、本委託業務用に専用のアカウントを取得した場合、業務終了後に当該アカウントは削除させていただきます。

5	10月23日	仕様書5(1)(2)について 「A/Bテスト」とは、Google リスティング広告及び Instagram ディスプレイ広告を、それぞれ同時期に複数作成・使用する意味か。	「A/Bテスト」は、AとBそれぞれのクリエイティブを均等に配信してその効果を比較し、採用するクリエイティブを判断するためのものです。①「通信販売トラブル」についての Google リスティング広告及び Instagram ディスプレイ広告、②「SNS がきっかけの詐欺的な手口による被害」についての Instagram ディスプレイ広告それぞれで「A/Bテスト」を実施してください。
6	10月23日	仕様書7について オンライン会議ツールによることは可能か。	オンライン会議ツールによるミーティングも可能です。
7	10月23日	仕様書4(6)について 「県が指定する URL」は、現時点で閲覧可能か。または今後作成する予定か。	質問 No. 3 に対する回答を御覧ください。
8	10月24日	仕様書4(6)について 「県が指定する URL」の具体的なランディングページを教えてください。準備中の場合、バナークリエイティブ制作の参考はあるか。	質問 No. 3 に対する回答を御覧ください。
9	10月24日	Google リスティング広告に必ず入れるべき具体的なキーワードはあるか。	現時点で特に指定はありませんが、仕様書2記載の目的を達成できるよう、キーワードや広告文を作成してください。
10	10月24日	消費生活センターにきている具体的な相談内容ジャンルについて教えてください。	県内の消費生活センターで受け付けた相談状況について、栃木県公式ホームページ内の「消費生活相談状況」で公開しています (https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/syouthiseikatusoudanjyoukyou.html)。